

## 習志野市地域防災計画の一部修正について

平成25年度に修正が完了し、平成26年度4月1日から運用を開始している、習志野市地域防災計画について、下記のとおり一部修正を行うもの。

### 1. 津波災害における体制等について

(1) 津波注意報・津波警報・大津波警報（特別警報）発表時の市の体制を下記のとおり変更する。【震-3-2】

	[現行計画]	[修正案]
津波注意報	(配備体制なし)	警戒配備をとる。 ・危機管理課全職員 ・危機管理監が必要と認めた各部局
津波警報	警戒配備をとる。 ・危機管理課全職員 ・消防本部及び企業局の職員※ ・警戒配備職員(風水害本部第1配備職員) ①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長	災害対策本部を設置する。 ・全ての部局の職員 ・長期にわたるときは、あらかじめ編成した3グループ(風水害第1～第3配備)がローテーションで対応する。
大津波警報	災害対策本部を設置する。 ・全ての部局の職員 ・長期にわたるときは、あらかじめ編成した3グループ(風水害第1～第3配備)がローテーションで対応する。	

(2) 避難の種類及び発令基準について、下記のとおり変更する。【震-3-47】

	[現行計画]	[修正案]
避難準備情報	津波注意報が発表されたとき	津波警報・大津波警報（特別警報）が発表され、津波の到達まで十分な時間があると予想されたとき

#### 変更理由

9月に南米チリ沖を震源とする巨大な地震の影響で、東京湾内湾も含め、日本国内の広範囲に津波注意報が発表された。この時点では配備体制に関する基準は無かったが、被害発生の可能性があったことから、情報収集体制をとった。

しかし、情報収集の結果、本市への浸水被害の可能性は著しく低いことが判明したため、避難準備情報は発令しなかった。

このことを契機に、津波災害に関する体制を検討したところ、市地域防災計画に定める配備体制と避難準備情報の発令の基準について、辻褄が合わないことが判明した。

また、津波近隣他市の体制を調査したところ、津波注意報発表で災害対策本部設置前体制、津波警報発表で災害対策本部設置となることを確認できた。

このことから、市の体制及び避難準備情報の発令について、近隣他市の体制も踏まえて基準を整理し、変更を行うものである。

## 2. 土砂災害警戒情報による避難所の開設について【風-3-2】

土砂災害警戒の特記がついた大雨警報発表時の体制を下記のとおり変更する。

[現行計画]	[修正案]
<p>警戒配備をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課の全職員</li> <li>・危機管理監が必要と認めた各部局</li> </ul>	<p>警戒配備をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課全職員</li> <li>・<u>土砂災害の避難所配備職員</u></li> <li>・危機管理監が必要と認めた各部局</li> </ul>

### 変更理由

平成26年度に、土砂災害に係わる市の体制を変更し、土砂災害警戒情報の発表時には災害対策本部を立ち上げ、土砂災害の避難所を開設することとした。

土砂災害警戒情報の前に発表される、土砂災害警戒の特記がついた大雨警報の発表の段階において、土砂災害の避難所の配備職員を予め参集させておくことで、土砂災害警戒情報発表時の迅速な避難所の開設へとつなげるものである。

## 3. 機構改革に伴う担当部署等の変更について

機構改革に伴い、平成28年度より、8部体制から6部体制となる。

また、危機管理課の所属が企画政策部から総務部へ変更となることから、以下の項目を機構改革後の部署名に修正する。

- ・震災編、風水害等編、大規模事故編の各節の冒頭に記載の【対策の項目・担当】
- ・震災編、風水害等編の「災害応急対策計画の役割分担」
- ・震災編、風水害等編の「災害対策本部」関連の記述の修正
- ・風水害等編の配備体制について、企画政策部を総務部に修正

## 4. その他

資料編の「防災倉庫」「協定書」等の加筆修正を行う。